

公益認定等委員会だより



内閣府公益認定等委員会 発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については「公益法人information」を御覧ください
<https://www.koeki-info.go.jp/>



毎年秋頃に行われる公益認定等委員会委員と都道府県の合議制機関の委員の意見交換に合わせて、それぞれの地域に根差した事業を行っている法人を訪問して意見交換を行っています。今月は、東海北陸及び関東甲信越静岡ブロックにおける公益認定等委員会委員と都道府県の合議制機関の委員の意見交換の際に訪問した法人を紹介します。(関連記事2～3ページ)



人材移動推進情報交換会の様子



公益法人の活動紹介
 ■ 公益財団法人
 産業雇用安定センター

※詳しくはP. 4 を御覧ください。

目次

一般の皆様

- P.2 委員の法人訪問記①
公益財団法人富山市ファミリーパーク
- P.3 委員の法人訪問記②
公益社団法人静岡県公共嘱託
登記土地家屋調査士協会
- P.4 法人の活動紹介
公益財団法人産業雇用安定センター

法人の皆様

- P.5 「データで見る公益法人」
公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告より
- P.6 申請サポートに関する情報・
その他お知らせ
(公益認定申請サポート・法人運営相談
やテーマ別セミナーの開催等の日程に
ついてお知らせいたします。)

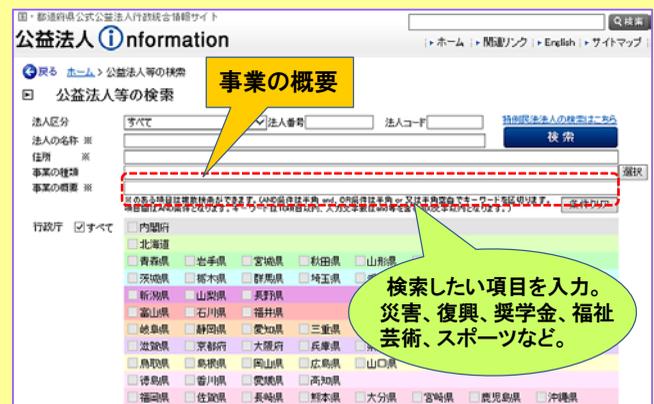


バックナンバーも是非ご覧ください。
 ホームページ「公益法人information」で
 「公益認定等委員会だより」をクリック。

ホームページで **公益法人の検索** ができます
 寄附先等の検索に御利用ください

～検索画面の出し方～

ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」
 をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック



検索したい項目を入力。
 災害、復興、奨学金、福祉
 芸術、スポーツなど。

10月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		社 団	税額控除法人数	
内閣府	社 団	797	122	817
	財 団	1,622	307	901
都道府県	社 団	3,356	110	4,664
	財 団	3,696	423	3,043
合 計		9,471	962	9,425

(注) 公益目的支出計画実施法人

(平成28年10月31日現在)

公益財団法人 富山市ファミリーパーク公社

平成28年9月16日に富山県で開催された公益認定等委員会委員と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（東海北陸ブロック）に際し、公益認定等委員会の恵委員が「公益財団法人富山市ファミリーパーク公社」を訪問しました。その様子を紹介します。



山本園長を囲んで

今回の訪問では、山本園長、村井動物課長から法人の概要について伺い、職員の方の案内で園内を見学したのち、山本園長をはじめとする皆様と意見交換をさせていただきました。

園は、呉羽丘陵の自然と里山の保全を目的に富山市の郷土の資源を活かし整備されています。

飼育している動物は、アメキリン、グレビーシマウマ（赤ちゃん誕生で名前募集中でした）、シンリンオオカミなどのほか、里山環境での日本産（在来種）動物の生態展示が特徴でした。絶滅危惧種であるホクリクサンショウウオも飼育されています。また、環境省のライチョウ保護増殖事業計画に参画し、特別天然記念物であるニホンライチョウの飼育・繁殖にも取り組んでいます。（現在はノルウェーに生息するスバルバルライチョウを飼育展示しています。）



公益財団法人 富山市ファミリーパーク公社

「動物園に関する知識の普及と野外レクリエーション等を通じて市民の健全な余暇活動に役立てる」という設立趣旨に基づき昭和59年4月に開園しました（法人設立は昭和58年4月）。

開園以来、動物園本来の動物展示のみならず、園内の豊かな自然を活用した環境教育や自然環境調査、里山の保全等に取り組んでいます。

近年は、本来の動物園事業に加え、園内の里山や隣接する呉羽丘陵一帯の恵まれた自然、地域資源を活用し、呉羽丘陵全体の賑わいづくりに努めています。また、平成26年度から環境省が開始した「ニホンライチョウ」の人工飼育のための施設として認定され、大きな役割を担っています。

法人公式ホームページ:

<http://www.toyama-familypark.jp/>



意見交換の様子



スバルバルライチョウ

意見交換においては、法人から、目下の課題として、次のことがあげられました。

- ・富山の気候、地域の里山の自然資源を有効活用した事業展開により次世代への財産をいかに継承していくか
- ・動物園事業だけでなく、里山の保全事業、地域との連携事業を通じて、自然と人をつなぐ施設として市民のニーズを引き出し、地域貢献をしていくこと

また、山本園長から、日本の動物園の現状と今後のあり方等として、次のことが語られました。

現状は、殆どが飼育係と獣医師であり、見せることが目的の欧州型の動物園が主流となっている。今後の役割として、郷土の知恵を活かし、人を含む「生物多様性保全」を実感できる場となることが重要である。

同園では、ニホンライチョウの人工飼育に取り組まれています。このような取組が必要になったのは、人間活動域の拡大や気候変動などによる野生動物の生息域の変化（中高山帯の動物の高山帯への侵入）が原因であり、その現状を示していくことも園としての使命である、とのお話がありました。

施設見学や意見交換に御対応いただいた公益財団法人富山市ファミリーパーク公社の方々に改めて御礼申し上げます。



郷土博物館にて



委員の法人訪問記②



公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

平成28年9月26日に静岡県で開催された公益認定等委員会委員と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（関東甲信越静岡ブロック）に際し、公益認定等委員会の小森委員長代理及び西村委員が「公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」を訪問しました。その様子をご紹介します。

今回の訪問では、伊藤理事長をはじめとする皆様から、法人の概要や事業の様子についてお話を伺いました。

不動産の登記（表示に関する登記）を行うことが可能な土地家屋調査士は国家資格が法律で定められています。

現地復元性のある正確な地図は登記所に保管されている地図全体の60%程度（都市部は20%程度）にとどまっているため、その整備を促進しなければならないところ、地図の作成のためには、広範囲において、精微な作業が必要となるため、多数の専門有資格者が組織的に適正迅速に処理する必要があります。

主な活動内容

①狭あい道路拡幅整備事業

緊急車両が通れる道路幅がないと家屋の建替時に建築確認が得られないため、土地所有者が土地の一部を市町村に寄付等を行うこととなります。不動産登記法では、分筆する土地全体の境界確定・求積が求められることから、調査・測量し、土地の境界全てに境界標を設置します。これにより、将来にわたって土地の境界も明確になります。



道路後退拡幅により、緊急車両が通れます。地震等の災害時にも安心ですね。

写真は拡幅前、拡幅後の状況を示しています。

②地籍調査事業

大規模災害において、被災地の土地の境界や権利関係が明確でないために復旧に支障を来している事例が報告されています。被害の防止・減少と併せて、迅速に復旧活動を行うことが重要であり、土地の権利関係を明確にした被災地の復元のために地図を整備しておく必要があります。

地籍調査に基づく数値地籍図を整備し、土地の境界の位置を地球上の座標値と結びつけて管理します。



国調図根点金属標埋設の様子

③登記基準点設置とGISによる登記基準点管理事業



登記基準点 拡大写真

これが基準点。小さくても頼りになる、とても大切なもの。ガッチリ埋まっています。

測量の基準となる登記基準点を設置し、GISという位置や空間に関する情報を処理して表示する地理情報システムに入力することにより、災害時等に境界を復元できるようにするデータ管理します。

DID基準点(※)等と与点として移動しない構造物に登記基準点を堅固に埋設し、その登記基準点を基に測量して求められる一筆の確定土地の情報をGISに登録することにより、災害時にも境界を復元することが可能となります。

※ DID: 人口集中地区(国勢調査を基に判断される。) 基準点: 国又は地方公共団体により設置される測量の基準となる測量標

④出前事業

次世代を担う若者(高校生)に技術・知識の普及活動を行い、土地家屋調査士の仕事を学んでもらう体験授業です。

工業高校に出向き、土地家屋調査士という職業、日々の仕事の内容を知ってもらうため授業では実務を中心に、土地の境界についての考え方、登記情報等資料の読み方、登記申請に必要な書類の作成などとともに、最新の機器を用いた測量を体験し、得られた数値の意味を学びます。

最新の機器を使って高校生が測量に挑戦します。

出前授業の様子



測量だけではないんです。観測結果をしっかりとか察しないと！皆さん、真剣にデータと向き合ってます。

意見交換の様子



公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

国土の基本単位である個々の不動産(土地、建物)調査測量を行い、嘱託登記手続を適正かつ迅速に実施し、境界標を埋設すること等により、不動産に係る国民の権利の明確化及び国土の利用、整備に寄与することを目的として、昭和61年設立し、平成23年に公益社団法人に移行しました。

法人公式ページ <http://www.shizukyo.jp/>



概要

公益財団法人産業雇用安定センターは、昭和62年3月、労働力の産業間・企業間での円滑な移動に繋がるよう、労働省(当時)と経済・産業団体の協力により、出向・移籍支援サービスを行う専門機関として設立されました。

センターは、「失業なき労働移動」の実現を目指し、全国47都道府県に設置した事務所が連携し、全国ネットワークで送出企業と受入企業との間の人材橋渡し支援を行っています。

主な活動内容

1 企業間での出向・移籍支援業務など

① 支援サービスの特色

雇用セーフティネットの役割を担うため、活動費用として国からの補助金を受け、無料での支援サービスを行っています。また、事務所スタッフがマンツーマンで担当し、登録から受入に向けての一貫したきめ細かい対応を致します。

③ 相談・援助の実施

送出・受入の方法、手続き、出向・移籍後の対応等について、企業に対し、きめ細かな相談を行うとともに、企業間の話し合いが円滑に行なわれるようアドバイスを行っています。

また、出向・移籍対象者に対してキャリアカウンセリングを実施するとともに、必要に応じてキャリアシート作成指導や面談対策、職業訓練などを行っています。

⑤ 新たな取組

国の一億総活躍プランや成長戦略に基づき、生涯現役社会の実現に向けて高年齢退職予定者のキャリア等情報を登録、有する能力・希望等に応じた職業紹介を行い、高年齢者の就業促進を図る「高年齢退職予定者キャリア人材バンク」、中高年人材のセカンドキャリア支援に寄与するノウハウの蓄積・課題の抽出を行う「試行在籍出向プログラム」といった新たな取組も推進しています。

② 人材情報の収集・登録

「人材(社員)の維持が厳しく、雇用調整を検討している企業」の送出情報(求職情報)と「人材が不足し、補充を検討している企業」の受入情報(求人情報)について、事務所スタッフの企業訪問などのほか、多様な方法により収集し、センターに登録しています。

④ 情報提供、職業紹介

センターに登録された情報の中から、希望される条件に最適と思われる人材情報を提供するほか、早期に出向・移籍できるよう効果的な斡旋(マッチング)を行います。



2 セミナー事業など

センター独自の自主事業として全国の事務所が主催し、企業の労務管理や社員教育などに役立つような、人事労務管理セミナー、キャリアデザインセミナー、再就職支援セミナー、企業間交流セミナーなど、多様・タイムリーなテーマでの各種セミナー(SANKOセミナー)を数多く開催しています。



このほか、センターの役割・事業内容を広く周知するための広報誌の発行等の広報活動やセンターの事業目的への賛同による賛助会員加入のための取組などを行っています。



広報誌「かけはし」

データで見る公益法人

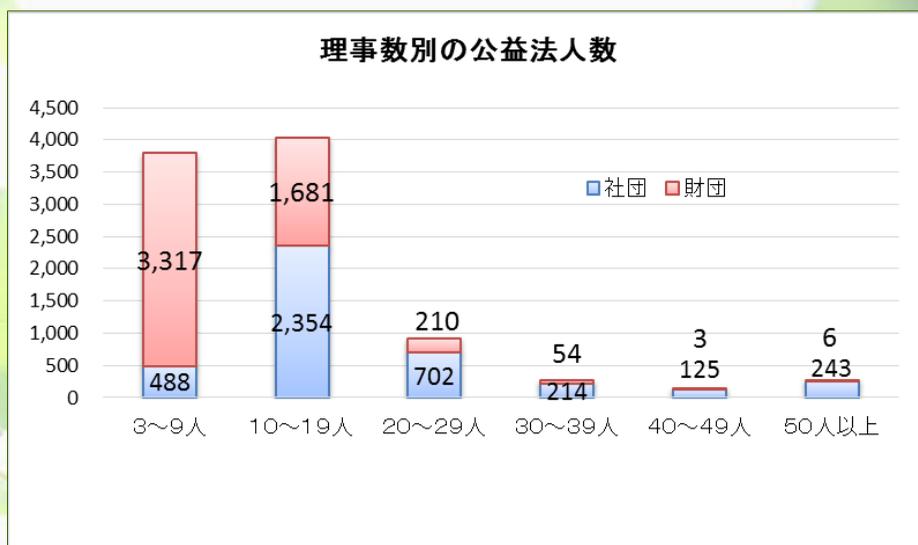
■公益法人informationでは、より詳しい内容を掲載しています。そちらも併せて御覧ください。
<https://www.koeki-info.go.jp/outline/index.html>

前号（第57号：平成28年10月7日発行）に引き続き、平成27年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」に基づき、公益法人の状況を御紹介します。

今回は、組織構成に着目し、理事数と監事数の状況についてです。

1. 理事数の平均値は社団が約20人、財団が約10人

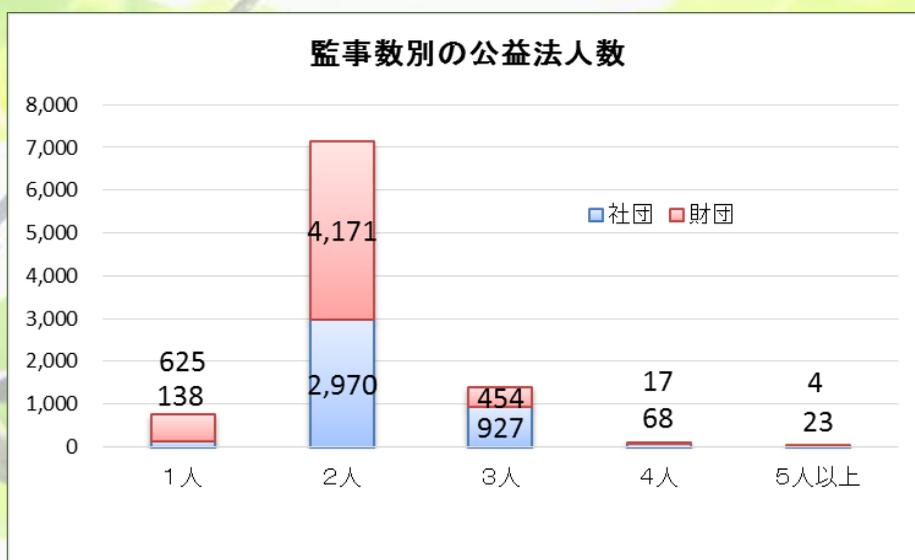
理事数は、3～9人の法人が40.5%、10～19人の法人が42.9%を占めています。社団・財団別にみると、3～9人の社団は11.8%／財団は62.9%、10～19人の社団は57.1%／財団は31.9%であり、社団は理事数が多い傾向にあることがわかります。



2. 監事数の平均値は、社団・財団ともに約2人

監事数は、2人の法人が76.0%、3人の法人が14.7%を占めています。社団・財団別にみると、2人の社団は72.0%／財団は79.1%、3人の社団は22.5%／財団は8.6%であり、監事数も社団が多い傾向にあることがわかります。

常勤監事がある公益法人は全体の0.8%に過ぎませんが、常勤・非常勤にかかわらず、監事の職責は同様です。監事は、各事業年度の計算書類及び事業報告の監査を行うのみならず、日頃、法人の業務及び財産の状況を調査・把握し、理事会に出席して必要時に意見を述べるなどの職責を果たさなければなりません。このことを踏まえると、非常勤監事の勤務日や業務遂行体制については、各法人において検討と工夫を要すると言えるでしょう。



(注) 理事数・監事数ともに、各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9557

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669

時間 平日10時～16時45分



公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。11月の予定は下のとおりです。

① 広島県広島市で開催

日時：11月7日（月）13:00～16:50

場所：広島県庁税務庁舎3階

締切りました

② 東京都千代田区で開催

日時：11月21日（月）13:00～16:50

場所：アーバンネット大手町ビル6階

申込〆切

11月9日（水）17時

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

その他のサポート

● 業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586

FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。



お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じて情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。



内閣府公益法人
Facebook



内閣府公益法人
Twitter



内閣府公益法人
メールマガジン

只今配信中

公益法人探訪記

～全国各地の公益法人の活動紹介～

「内閣府公益法人Facebook」で全国各地の公益法人を御紹介し、国民・市民の皆様幅広く情報をお届けすることにより、様々な公益活動への理解や支援の輪を広げる活動を行っています。

地域コミュニティの活性化や地域共生社会の実現、地域産業・文化振興など、元気で豊かな地域づくりに向けて活躍されている皆様は、是非投稿をお願いします。認定行政庁はいずれでも結構です。

なお、当該記事上で、行政庁による認定を受けている新規事業の紹介や公募案内を行うこともできます。どうぞ御活用ください。

投稿の御案内

「公益法人information」トップページ

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

内閣府からのお知らせ

平成28年10月18日 ▶「公益法人探訪記」の投稿案内
<公益法人の方は是非投稿ください> をクリック



■ 次回のテーマ別セミナーの開催内容は検討中
詳細が決まりましたら「公益法人information」に掲載します。

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

ここをクリック

検索したい分野をクリック

● 「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

■ 問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail：koueki-info@cao.go.jp

※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。